

社会福祉法人 秋田福祉協会

役員等報酬規程

社会福祉法人 秋田福祉協会

社会福祉法人秋田福祉協会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田福祉協会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条並びに同法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事が、別に定める役員報酬が支給されている場合に対しては、報酬は支給しない。ただし、理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表第1により非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。
- 4 非常勤理事が、理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表第1により報酬を支払うことができる。
- 5 評議員が、評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表第1により報酬を支払うことができる。

6 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。ただし、監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表第1により報酬を支払うことができる。

（苦情解決第三者委員の勤務報酬）

第4条 苦情解決第三者委員が、理事会及び評議員会に出席したときは別表第1により、1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日に併せて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、同条第2項において報酬を支払わないものとする。

2 苦情解決第三者委員が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表第1により報酬を支払うことができる。

（報酬等の額の決定）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 常勤理事の報酬年額は、別表第2「常勤役員報酬」に定めるとおりとする。

(1) 役員のうち、常勤役員として法人業務を行う常勤理事長及び常務理事が退職した場合には、別表第3に定める算式により算出される額を退職功労金として支給することができる。

3 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

4 常勤理事の報酬年額については、評議員会の承認を得るものとする。

（費用弁償）

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を、別表第4の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第7条 常勤理事の報酬等（旅費を除く。）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤の役員等の報酬等ならびに常勤理事の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、理事会等議事録、法人の会議や行事への出席の記録等、各種書類・資料への承認印又は検印などの押印等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

<別紙>

別表第1（非常勤役員等の報酬）

	日 額 (円)
理 事（理事会等出席報酬等）	10,000
監 事（監査会出席報酬等）	10,000
評議員（評議員会出席報酬等）	10,000
評議員選任・解任委員（評議員選任・解任委員会出席報酬等）	10,000
苦情解決第三者委員（苦情解決第三者委員会出席報酬等）	10,000
※上記のほか、法人・施設業務のための出勤の場合も同額とする	10,000

別表第2（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額（年額）
理事長勤務報酬	400万円～700万円の範囲内

別表第3（常勤役員等の退職功労金）

名 称	慰 労 金 額
常勤理事長	在任期間（年数）に30万円を乗じた金額の範囲内
常務理事	在任期間（年数）に10万円を乗じた金額の範囲内

※但し、1年に満たない月数が出た場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第4（出張旅費支給基準）

旅 費	宿 泊 費		報 酬		その他
			県 外	県内（秋田市外）	
実 費	甲地方	14,800円	10,000円	8,000円	実 費
実 費	乙地方	13,300円			